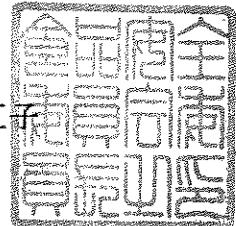




府食第981号  
平成23年12月15日

農林水産大臣  
鹿野道彦 殿

食品安全委員会  
委員長 小泉直子



### 食品健康影響評価の結果の通知について

平成22年12月10日付け22消安第7238号をもって貴省から当委員会に意見を求められた普通肥料の公定規格の設定又は変更をすることに係る食品健康影響評価については下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添1から3までのとおりです。  
また、本件に関して行った国民からの意見・情報の募集において、貴省に関する意見・情報が別添4のとおり寄せられましたので、お伝えします。

### 記

普通肥料「熔成汚泥灰けい酸りん肥」、「熔成けい酸りん肥」及び「化成肥料」については、適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

## 肥料評価書

### 熔成けい酸りん肥

(原料としてマンガン含有物及びほう酸塩  
の使用を認める公定規格の変更)

2011年12月

食品安全委員会

## 目 次

	頁
○審議の経緯.....	2
○食品安全委員会委員名簿.....	2
○食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿.....	2
○要 約.....	3
I. 評価対象肥料の概要.....	4
1. 公定規格の変更内容及び経緯.....	4
2. 原料及び製造方法.....	4
3. 施用方法.....	5
II. 安全性に係る知見の概要.....	5
1. 主な重金属類の含有量.....	5
2. 栽培試験の概要.....	6
III. 食品健康影響評価.....	6
1. 本肥料におけるひ素、ニッケル、クロム、チタン、水銀及び鉛について .....	6
2. 本肥料におけるカドミウムについて .....	7
3. 食品健康影響評価について .....	7
・参考.....	8

### 〈審議の経緯〉

2010年 12月 10日 農林水産大臣より普通肥料の公定規格の変更に係る食品健康影響評価について要請（22 消安第 7238 号）、関係書類の接受

2010年 12月 16日 第 360回食品安全委員会（要請事項説明）

2011年 1月 28日 第 43回肥料・飼料等専門調査会

2011年 7月 7日 第 389回食品安全委員会（報告）

2011年 7月 7日 から 8月 5日 国民からの御意見・情報の募集

2011年 12月 13日 肥料・飼料等専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告

2011年 12月 15日 第 412回食品安全委員会（報告）  
(同日付けで農林水産大臣に通知)

### 〈食品安全委員会委員名簿〉

(2011年1月6日まで)	(2011年1月7日から)
小泉 直子（委員長）	小泉 直子（委員長）
見上 虎（委員長代理）	熊谷 進（委員長代理*）
長尾 拓	長尾 拓
野村 一正	野村 一正
畠江 敬子	畠江 敬子
廣瀬 雅雄	廣瀬 雅雄
村田 容常	村田 容常

\* : 2011年1月13日から

### 〈食品安全委員会肥料・飼料等専門調査会専門委員名簿〉

(2011年9月30日まで)	(2011年10月1日から)		
唐木 英明（座長）	唐木 英明（座長）		
酒井 健夫（座長代理）	津田 修治（座長代理）		
青木 宙	高橋 和彦	青木 宙	舘田 一博
秋葉 征夫	舘田 一博	秋葉 征夫	戸塚 恭一
池 康嘉	津田 修治	池 康嘉	細川 正清
今井 俊夫	戸塚 恭一	今井 俊夫	宮島 敏子
江馬 真	細川 正清	江馬 真	山中 典子
桑形 麻樹子	宮島 敏子	桑形 麻樹子	吉田 敏則
下位 香代子	元井 葵子	下位 香代子	
高木 篤也	吉田 敏則	高橋 和彦	
(専門参考人)		(専門参考人)	
深見 元弘	米山 忠克	深見 元弘	米山 忠克

## 要 約

普通肥料である熔成けい酸りん肥の原料としてマンガン含有物及びほう酸塩の使用を認める公定規格の変更について、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」（平成 16 年 3 月 18 日食品安全委員会了承）に基づき、食品健康影響評価を実施した。

評価に用いた資料は、原料としてマンガン含有物及びほう酸塩を使用する熔成けい酸りん肥（以下「本肥料」という。）の概要、原料、製造工程、重金属類含有量及び栽培試験に関する資料である。

本肥料の原料、製造工程等を検討した結果、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」に基づき、本肥料中に含有される可能性があると考えられる重金属類（ひ素、ニッケル、クロム、チタン、水銀、鉛及びカドミウム）について評価を行った。

その結果、ひ素及びニッケルについては、植物に対する毒性が強く土壤中の濃度が上昇した場合には植物に過剰障害が現れて生育が阻害されるため、ひ素及びニッケルを高濃度に蓄積した農作物を摂取する機会は非常に低いと考えられること、及び普通肥料に由来する量では過剰障害が生じる濃度にまで土壤中の当該重金属類濃度を上昇させないこと、並びに普通肥料に由来するクロム、チタン、水銀及び鉛については、植物に吸収されにくいことから、本肥料を施用して栽培した農作物の摂取を通じてひ素、ニッケル、クロム、チタン、水銀及び鉛による健康被害を生じる可能性は極めて低いと判断した。

一方、本肥料におけるカドミウムについては、農作物を汚染する可能性があることから、土壤汚染の程度を指標として試算を行った。その結果、本肥料を最大施用量で 1 年間施用し、肥料中のカドミウムが全て土壤に吸着したと仮定した場合のカドミウム負荷濃度は 0.0005 ppm であり、本肥料を施用した場合においても、農用地中のカドミウム平均濃度（0.34 ppm）をほとんど増加させないと判断した。

以上のことから、本肥料が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

## I. 評価対象肥料の概要

### 1. 公定規格の変更内容及び経緯

普通肥料である熔成けい酸りん肥は、りん鉱石に、けい石、石灰石及び塩基性のマグネシウム含有物を混合し、熔融したりん酸質肥料で、今回、農林水産大臣より、原料としてマンガン含有物及びほう酸塩の使用を認める公定規格の変更に係る食品健康影響評価の要請があったものである。(参照 1、2)

### 2. 原料及び製造方法

今回の公定規格の変更に係る原料としてマンガン含有物及びほう酸塩を使用する熔成けい酸りん肥(以下「本肥料」という。)の試作製品における原料使用割合及び製造工程の概要を表1及び図1に示した。(参照 1、3、4)

表1 本肥料の試作製品における原料使用割合

(単位: %)

原 料	使用割合
りん鉱石	19.2
けい石 <sup>1)</sup>	13.4
生石灰 <sup>2)</sup>	23.6
フェロニッケル鉱さい <sup>3)</sup>	34.2
マンガン鉱石 <sup>4)</sup>	3.4
ほう砂 <sup>5)</sup>	1.4
粒状化促進材 <sup>6)</sup> (消石灰、廃糖蜜発酵廃液、パルプ廃液)	4.8
合 計	100

1) 二酸化けい素(シリカ SiO<sub>2</sub>)を主体とした塊状のものの総称

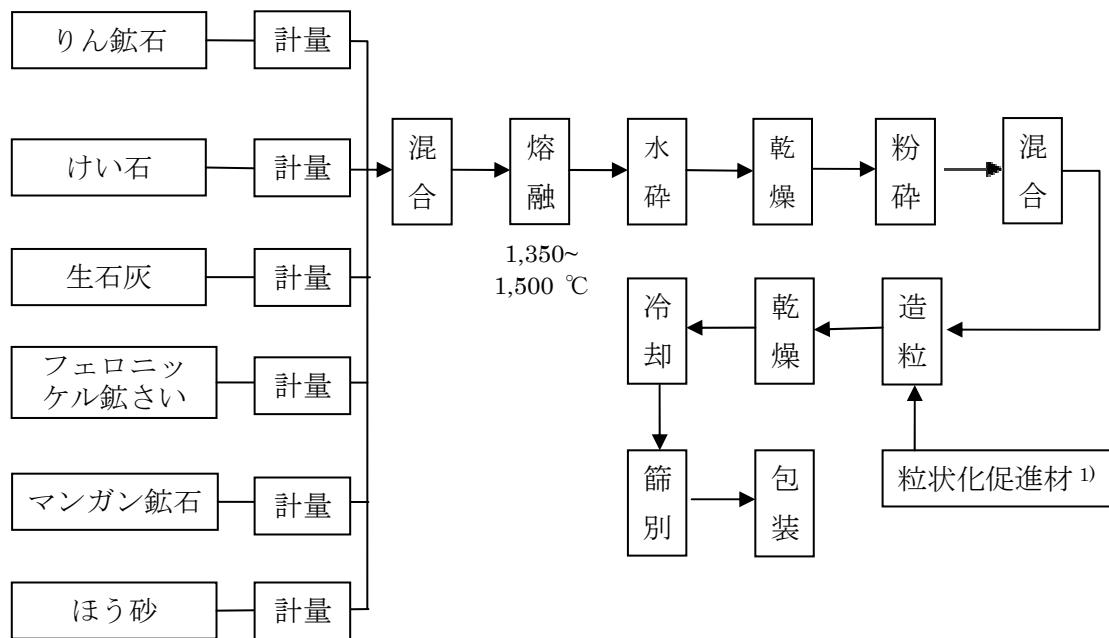
2) 石灰石を加熱処理したもの

3) ガーニエライト鉱、石灰石、コークス等を原料として粗フェロニッケルを造るときにできる鉱さいで、く溶性マグネシウムを多く含む(塩基性マグネシウム含有物)

4) マンガンを含む鉱石(マンガン含有物)

5) ほう酸塩鉱物の一種(ほう酸塩)

6) 粒状肥料製造の際、粒状化を促進するために使用される材料



1)：下記のいずれか一つを使用する場合がある。

- ① 消石灰（製品重量に対し 0.5 %以下）
- ② 廃糖蜜発酵廃液（製品重量に対し 5.0 %以下）
- ③ パルプ廃液（製品重量に対し 4.0 %以下）
- ④ 廃糖蜜発酵廃液+パルプ廃液（製品重量に対し 5.0 %以下）

図 1 本肥料の試作製品における製造工程の概要

### 3. 施用方法

本肥料の試作製品における施用方法を表 2 に示した。（参照 1）

表 2 本肥料の試作製品における施用方法

対象農作物	施用方法
野菜類（主にアブラナ類）	基肥として 10 a 当たり 40~80 kg を施用
麦類	
果樹類	

## II. 安全性に係る知見の概要

### 1. 主な重金属類の含有量

本肥料については、マンガン含有物等の肥料原料の特性及び製造工程を考慮すると、肥料原料由来の重金属類による影響について検討する必要があると考えられた。

本肥料の試作製品における主な重金属類の含有量調査結果を表 3 に示した。（参考 1、3）

表3 本肥料の試作製品における主な重金属類の含有量

(単位: ppm)

ひ素	カドミウム	ニッケル	クロム	チタン	水銀	鉛
<5	<1	580	1,600	390	<0.01	7

※分析点数は7点。

## 2. 栽培試験の概要

本肥料の試作製品における栽培試験の概要を表4に示した。

供試肥料区における播種後の発芽及び生育については、肥料中の有害成分によるものと考えられる有害影響は認められなかった。(参照3)

表4 本肥料の試作製品における栽培試験

	供試品目	供試土壤	栽培期間	供試肥料区	対照肥料	植物への有害影響
試験1	コマツナ	灰色低地土 水田土壤、砂壤土	1ヶ月間	基準量、2倍量	既存の熔成けい酸りん肥	なし
試験2	広島菜	八街土壤(シルト質壤土)	5週間			なし
試験3	コマツナ	表層腐植質黒ボク土	3週間	基準量、2~4倍量		なし

## III. 食品健康影響評価

本肥料の原料、製造工程等を検討した結果、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方」(平成16年3月18日食品安全委員会了承)に基づき、本肥料中に含有される可能性があると考えられる重金属類について評価を行った。(参照5)

### 1. 本肥料におけるひ素、ニッケル、クロム、チタン、水銀及び鉛について

- ① ひ素及びニッケルは植物に対する毒性が強く、土壤中の濃度が上昇した場合には植物に過剰障害が現れて生育が阻害されるため、ひ素及びニッケルを高濃度に蓄積した農作物を摂取する機会は非常に低いと考えられる。また、普通肥料に由来する量では、過剰障害が生じる濃度にまで土壤中の当該重金属類濃度を上昇させないと考えられる。

② 普通肥料に由来するクロム、チタン、水銀及び鉛は、植物に吸収されにくいと考えられる。

以上のことから、本肥料を施用して栽培した農作物の摂取を通じてこれらの重金属類による健康被害を生じる可能性は極めて低いと判断した。(参照 5)

## 2. 本肥料におけるカドミウムについて

カドミウムは、農作物を汚染する可能性があることから、土壤汚染の程度を指標として次の試算を行った。

本肥料を表 2 に示した最大施用量で 1 年間施用し、肥料中のカドミウムが全て土壤に吸着したと仮定した場合のカドミウム負荷濃度を試算した。10 a 当たりの作土量を 150 t (作土層 15 cm、比重 1) とし、肥料中のカドミウム濃度には表 3 の分析値の最大値を用いた。

その結果、表 5 のとおり、本肥料に由来するカドミウムは、本肥料を施用した場合においても、農用地中のカドミウム平均濃度 (0.34 ppm) をほとんど増加させないと判断した。(参照 6)

表 5 本肥料を 1 年間施用した場合の肥料由来カドミウムの土壤への負荷濃度(試算値)

施用方法		肥料中のカドミウム濃度(ppm)	試算される土壤負荷濃度(ppm)
用途	最大施用量(kg/10 a)		
基肥	80	<1	0.0005*

\*計算式 :

肥料中のカドミウム濃度 (1 ppm)<sup>1)</sup> × 施用量 (80 kg) ÷ 10 a 当たりの作土量 (150 t)<sup>2)</sup> = 0.0005 ppm

1) : 実測値は <1 ppm であるが、1 ppm とした。

2) : 10 a 当たりの作土量 : 作土層 (15 cm) × 面積 (1,000 m<sup>2</sup>) × 比重 (1) = 150 t

## 3. 食品健康影響評価について

以上のことから、本肥料が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる。

<参考>

1. 農林水産省. 「<sup>よう</sup>熔成けい酸りん肥」の公定規格の変更, 2010
2. 農林水産省消費・安全局農産安全管理課監修, ポケット肥料要覧－2009－ 財団法人農林統計協会, 2010
3. 肥料公定規格等の改正の願い出, 2009
4. 肥料用語辞典編集委員会編, 改訂五版肥料用語事典, 肥料協会新聞部, 2001
5. 食品安全委員会. 普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方, 2004
6. 昭和 58 年度環境庁委託業務結果報告書, 土壌汚染環境基準設定調査－カドミウム等重金属自然賦存量調査解析－, 1984

**普通肥料（熔成けい酸りん肥）に係る食品健康影響評価に関する審議結果(案)についての御意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成23年7月7日～平成23年8月5日
2. 提出方法 インターネット、ファックス
3. 提出状況 1通（そのほかに特定の業者等における肥料の製造や使用の実態等に関する情報提供を1通いただきましたので、関係機関である農林水産省及び環境省にお伝えしました。）

	御意見・情報の概要	専門調査会の回答
1	<p>熔成けい酸りん肥の公定規格の変更について意見を申し上げます。</p> <p>「ニッケルが高ければ植物が枯れる。クロムは植物に吸収されにくい。だから食品中にこれら元素が高濃度に含まれることはないので安全である。」というのはかなり乱暴な言い方ですが、ある程度は理解されます。ただし農地へのニッケルやクロムといった重金属類の負荷量は低く抑えられるべきであり、化成肥料や配合肥料では成分1%につきニッケル0.005%、クロム0.05%という規制値を遵守してこれら重金属類の農地への負荷量を減らす努力を続けているところです。</p> <p>リン酸肥料（鉱さいリン酸肥料など）では成分1%につきニッケル0.01%、クロム0.1%という規制値ですが、熔成けい酸りん肥では、ニッケル0.4%、クロム4.0%とその規制値が著しく甘いと思えます。</p> <p>肥料の種類により規制値が顕著に異なるダブルスタンダードと言えます。熔成けい酸りん肥も、成分1%につきニッケル0.01%、クロム0.1%が妥当なのではないかと考えます。</p> <p>ニッケルとクロムについて最大負荷量と土壤負荷濃度を計算すると、熔成けい酸りん肥の最大限度量 ニッケル0.4%、クロム4.0% 施肥量が40-80kg/10aなので、ニッケル320g/10a、クロム3.2kg/10aが最大負荷量。最大限度量から試算される土壤負荷濃度はニッケル2ppm、クロム20ppm（土壤深さ20cm 比重0.8と仮定・16万kg/10a）となります。</p> <p>ニッケルは植物に過剰障害が生じるため北海道では基準値が設けられています。</p>	<p>普通肥料の食品健康影響評価は、「普通肥料の公定規格に関する食品健康影響評価の考え方（平成16年3月18日 食品安全委員会了承）」に基づき、普通肥料に含有する可能性がある重金属類について評価を行うこととしています。</p> <p>今回評価を行った普通肥料は、原料としてマンガン含有物及びほう酸塩を使用する熔成けい酸りん肥で、当該肥料の試作製品を用いた栽培試験において肥料中の有害成分によるものと考えられる有害影響は認められていません。当該肥料に含有される可能性がある重金属として、ひ素、カドミウム、ニッケル、クロム、チタン、水銀及び鉛について評価を行いました。その結果、ニッケルについては土壤中の濃度が上昇した場合には植物に過剰障害が現れて生育が阻害されるため、ニッケルが高濃度に蓄積した農作物をヒトが摂食する機会は非常に低いこと、また普通肥料由来のクロムは植物に吸収されにくことから、当該肥料を施用して栽培した農作物の摂取を通じてこれら重金属による健康被害を生じる可能性は極めて低いと考えられます。</p> <p>したがって、当該肥料が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられます。</p> <p>なお、いただいた御意見はリスク管理措置に関連することから、リスク管理機関である農林水産省にお伝えします。</p>

	<p>北海道施肥ガイド <a href="http://www.agri.hro.or.jp/chuo/fukyu/sehi_guide2010_index.html">http://www.agri.hro.or.jp/chuo/fukyu/sehi_guide2010_index.html</a></p> <p>によると、交換性ニッケルが 5 ppm 以下というものが基準値です。これと比較して 1 回の施肥で 2 ppm という土壤負荷濃度は高いと思えます。これでは過剰障害が生じる濃度にまで土壤中のニッケルが高まる可能性があるのではないかと考えます。</p> <p>安全・安心な農産物を生産する観点から重金属類の土壤負荷量を低減する方向での見直しをご検討いただければと思います。</p>
--	--